

熊本都市計画地区計画の変更（合志市決定）

都市計画サニーヒル須屋地区地区計画を次のように変更する。

<p>名 称</p>	<p>サニーヒル須屋地区地区計画</p>								
<p>位 置</p>	<p>合志市須屋字上出口の一部</p>								
<p>面 積</p>	<p>約 1.01ha</p>								
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 806 603 1126"> <p>地区計画の目標</p> </td> <td data-bbox="603 806 1476 1126"> <p>当地区は、黒石団地の西側に隣接し、熊本都市圏のベッドタウンとしての環境下でもあるため、地域における居住ニーズの高まりに適切に対応した、良好な環境での優良な住宅市街地の形成を目標とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1126 603 1447"> <p>土地利用の方針</p> </td> <td data-bbox="603 1126 1476 1447"> <p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には公園を適じ配置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1447 603 1767"> <p>地区施設の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1447 1476 1767"> <p>道路整備は隣接する黒石団地の道路配置を補填するような形態とし、幅員は6.0m以上とする。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1767 603 2022"> <p>建築物等の整備方針</p> </td> <td data-bbox="603 1767 1476 2022"> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p> </td> </tr> </table>	<p>地区計画の目標</p>	<p>当地区は、黒石団地の西側に隣接し、熊本都市圏のベッドタウンとしての環境下でもあるため、地域における居住ニーズの高まりに適切に対応した、良好な環境での優良な住宅市街地の形成を目標とする。</p>	<p>土地利用の方針</p>	<p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には公園を適じ配置する。</p>	<p>地区施設の整備方針</p>	<p>道路整備は隣接する黒石団地の道路配置を補填するような形態とし、幅員は6.0m以上とする。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p>	<p>建築物等の整備方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>当地区は、黒石団地の西側に隣接し、熊本都市圏のベッドタウンとしての環境下でもあるため、地域における居住ニーズの高まりに適切に対応した、良好な環境での優良な住宅市街地の形成を目標とする。</p>								
<p>土地利用の方針</p>	<p>良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には公園を適じ配置する。</p>								
<p>地区施設の整備方針</p>	<p>道路整備は隣接する黒石団地の道路配置を補填するような形態とし、幅員は6.0m以上とする。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。</p>								
<p>建築物等の整備方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。</p>								

地 区 整 備 計 画	配 置 及 び 規 模 の	地 区	道 路	街区道路（幅員 6.0 m）延長 約 366 m	
		設 模 の	公 園 ・ 緑 地	公園 面積 約 509 m ²	
	地 区 の 区 分	地 区 の 名 称	住宅地区		
		地 区 の 面 積	約 1.01 ha		
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	一戸建低層専用住宅及び兼用住宅に限る		
		建 築 物 の 延 べ 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合 の 最 高 限 度	8 / 10		
		建 築 物 の 建 築 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合 の 最 高 限 度	4 / 10 (建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の基準に適合する場合は 5 / 10)		
		建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	200 m ²		
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること		
		建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	10 m		
建 築 物 の 壁 面 の 位 置 の 制 限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2 m を超える門若しくは塀の面から隣地及び道路の境界までの距離を 1 m 以上とする			
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする			
備 考		兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に規定するものに限る			

「区域は計画図表示のとおり」